

○委員長(機部四郎君) 外ニモウ御異論ハアリマセヌカ
○谷澤龍藏君 私ハ差支ナケレバ修正ヲシタイ、公證人ト云フノヲ公證士ト改メタイ、
是ハ別ニ大シタ變リハナイカ、今日ノ時勢辯護士公證士ト云フノガ宜カラウト思フノデ
アリマス

○委員長(機部四郎君) 谷澤君ノ說ニ賛成ガアリマスカ

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○委員長(機部四郎君) 議題ニ附シマス、谷澤君ノ說ニ賛成ノ方ハ手ヲ舉ゲテ下サ
イ

舉手者 少數

○委員長(機部四郎君) 少數デゴザイマス

○牧野逸馬君 尚一應伺ヒマス即チ八十一條テ公證人ガ懲罰處分ヲ受ル時分ニ、
辯護士ヲシテ辯解セシムルコトハ出來ナイガ、懲罰ヲ受ケル場合ニ本人自身ノミテ辯護
士ヲ出スコトが出來ナイト云フノハドウモ……

○政府委員(齊藤十一郎君) 御尋ニ付キマシテハ、出來ルトモ出來ナイトモ御即答
ハ出來カネマス、勅令ヲ極メマストキ若シ差支ガナケレバ規定スルコトニ致シマス

○牧野逸馬君 宜シウゴザイマスガ、僅ニ五十錢カ一圓ノ罰金ヲ取ラレルタメニ、控訴
上告ヲ致スコトモアリマスレバ、辯護ノ餘地ヲ與ヘタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○矢島浦太郎君 二十一條ノ但書、五條ノ但書ニ付テ、花井君ノ說が出て居リマス
ガ、賛成デアリマスカ

○委員長(機部四郎君) アリマセヌ

○矢島浦太郎君 私ハ賛成シマス

○委員長(機部四郎君) 五條ノ末項ト二十二條ニ但書ヲ加ヘルトノ說ニ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(機部四郎君) 彼ハ倒レマシタ

○花井卓藏君 私ハモウ議論ハ致シマセヌガ、一言御許シフ願ヒタイデアリマス、公證
人法案ノ委員會會議錄、第二回第二回ノ政府委員、并ニ本員トノ問答中ニ、甚シ
キ誤字ガ多ウゴザイマシテ、一讀致シテ何ヲ問フタ趣意ナノカ何ヲ答ヘタカ殆ド分リマセ
ス、他年一日之ヲ讀マレタ人ニ笑ハレルニ違ヒナイ、唯今ツレヲ一々訂正ハ致シマセヌ
ガ、其事ヲ速記錄ニ掲ゲテ置キマシテ、ハアサウカト思ハセルヤウニ、此事ヲ一言シテ置
キマス、併ナガラ速記者ヲ信認セヌト云フノテハナイ、畢竟本員ガ不辯ニシテ十分徹底
シナカッタカラト存ジマス

○委員長(機部四郎君) 外ニ御議論ガナケレバ今日ハ是デ散會シマス

午後二時十七分散會

明治四十一年三月十五日印刷

明治四十一年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局